

# 企業マイページの登録料・利用料の料金の改定について（お知らせ）

2025年12月

(一社) 外国人食品産業技能評価機構

標記登録料と利用料について、当機構が実施する2026年度の特定技能試験の受験のための企業マイページの登録・利用に関わる分から、以下のとおり改定し、引き下げるこことします。（以下、金額は消費税込みの額）

なお、企業マイページを登録できるのは、飲食料品製造業または外食業を営んでいる企業に限ります。

## I. 改定の概要（詳細は、別紙の改定表をご覧ください）

①企業マイページ登録料：現行33,000円 → 改定後5,500円に改定（注）

②企業マイページ利用料：現行年間22,000円 → 企業マイページで、受験者を新規に登録する際に一人1,100円に改定（ただし、マイページ登録1企業あたりの年間累計利用料の上限額22,000円）（注）

実際の利用料の請求は、月ごとに新規登録受験者数をカウントし、月ごとに請求する仕組みが基本となります。

注：OTAFFの賛助会員（A区分企業）が、企業マイページを登録し、利用する場合は、引き続き、登録料、利用料とも免除となります。そのほか、免除関係は別紙の改定表をご覧ください。

## 2. 改定後の料金の実際の適応について

現在、2026年度の試験実施に向けてシステムをリニューアル中です。2026年3月～4月をめどに現行システムのデータ（企業登録情報等）をリニューアル後の新システムに移管します。現行システムと新システムでのデータの取扱いと実際の料金の適用については、次の通りとなります。

### （1）2025年10月末時点で企業マイページが登録完了となっている企業の料金について

#### [登録料]

既に利用済の企業への登録料の請求はありません。

#### [利用料]

2026年度の試験の受験のために、企業マイページから、今後、新規に受験者登録を行う場合は、改定後の利用料（新規の受験者登録1人あたり、1,100円）が適用されます。実際の請求は、新システムへデータ移管後、2026年4月以降に新規登録があった月分として、請求されます。2026年4月～2027年3月までの年間の請求額累計は22,000円が上限となります。

## (2) 2025年11月1日以降、新規に企業マイページが登録完了となる企業の料金について

### [登録料]

2026年度の試験の受験のために、新規に企業マイページを登録しようとする企業の場合は、登録申請後にOTAFFにて登録審査を進めますが、現行の登録料33,000円が請求されないよう、現行システムの下では審査が終わっても登録完了とせずに、登録保留扱いとします。新システムにデータ移管後、2026年4月以降、改定後の登録料5,500円が請求されます。(注1、2、3)

注1：次の①と②企業は、登録料の改定に関係なく、登録料は免除されます。

①OTAFFの賛助会員(A区分企業)

②OTAFFの正会員団体から推薦状のある企業(B区分企業)

注2：注1の①と②の以外の企業であって、特定技能2号試験の受験者のみの企業については、これまで当分の間の扱いとして、登録料免除としています。これに該当する企業が2026年2月末までの間に新規に企業マイページを登録申請した場合は、現行システムの下で審査し、登録完了まで行い、登録料免除扱いとします。

注3：2026年3月1日～31日(\*予定)の間は、新システムへのデータ移行及び保守のためシステムを停止しますので、新規の企業マイページ登録申請ができません。

\*システム停止期間は、多少の変更があります。詳細日程は決定次第にHP、企業マイページにてご案内いたします。

### [利用料]

企業マイページ登録審査済み後に、2026年度の試験の受験に向けた新規の受験者登録が可能です。利用料については、改定後の利用料(新規受験者登録1人あたり、1,100円)が適用されます。実際の請求は、新システムへデータ移管後、2026年4月以降に請求されます。(注)

注：2026年3月1日～31日(\*予定)の間は、新システムへのデータ移行及び保守のためシステムを停止しますので、新規の受験者登録申請ができません。

\*システム停止期間は、多少の変更があります。詳細日程は決定次第にHP、企業マイページにてご案内いたします。

## 3. 企業マイページからの新規受験者登録申請の開始時期について

OTAFFが行う2025年度の第3回試験(2026年1月実施予定)受験ための企業マイページからの受験者登録は終了しており、新規の受験者登録申請の受付を2025年9月29日17時以降、停止しています。2026年度の試験の受験のための企業マイページからの新規受験者登録申請は、2025年12月(詳細日程は決まり次第、HP、企業マイページのお知らせ欄にてご案内)から可能となります(一部例外あり)。具体的には、次の(1)～(2)のとおりです。

なお、受験者登録は受験資格の確認に必要な手続きであり、試験の予約できません。試験の予約は、新システムに移行後に改めて試験予約をしていただく必要があります。試験予約を含めた全体の手続きの流れは、新システム完了後に、改めて公表します。（日程は変更となる場合があります）

(1) 2026 年度の特定技能 1 号試験の受験のための新規受験者登録申請

12 月(詳細日程は決まり次第、HP、企業マイページのお知らせ欄にてご案内)より、企業マイページから申請可能になります。2026 年 3 月 31 日までに登録が完了した新規登録受験者数に応じた利用料は 2026 年 4 月 1 日に 2026 年 3 月までの新規受験者登録分として請求されます。

(2) 2026 年度の特定技能 2 号試験の受験のための新規受験者登録申請

①新規受験者登録申請日時点で管理指導等の実務経験を 2 年以上有している場合

12 月(詳細日程は決まり次第、HP、企業マイページのお知らせ欄にてご案内)より、企業マイページから申請可能になります。2026 年 3 月までに審査済みとなり登録が完了した新規受験者に関する利用料は 2026 年 4 月に 2026 年 3 月までの新規受験者登録分として請求されます。

②新規受験者登録申請日時点で管理指導等の実務経験が 2 年に満たない場合

農林水産省が定める試験実施要領により、これまでには、当機構は、実務経験が 2 年に満たない場合でも、試験日前日において 1 年 6 カ月以上を満たしていれば、試験申込の受付をし、合格した場合は、2 年以上の要件を満たした後に合格証書を発行するという運用をしていました。現在、農林水産省で試験実施要領の見直しが検討されていますので、この運用の継続の有無が確定した後に、別途ご案内いたします。(改訂後の試験実施要領の公表時期は未定です)

尚、上記のご案内は、OTAFF が 2026 年度飲食料品製造業分野、外食業分野の特定技能試験実施者として農林水産省から指定を受けることを前提にしたご案内となります。

**本件問合せ先：(一社) 外国人食品産業技能評価機構 特定技能部**

メールアドレス kigyo\_mp@otaff.or.jp

tel 03-6261-4949 (平日 9:00~12:00、13:00~17:00)

## 企業マイページの登録料・利用料の改定表

(下線部分が改定)

企業区分 (欄外参照)	登録料		利用料	
	現行	改定後	現行	改定後
A 区分企業	免除	免除	免除	免除
B 区分企業 :	免除	免除		<u>受験者の新規登録</u> <u>1名につき</u> <u>1,100円</u>
C 区分企業(a)	<u>33,000円</u>	<u>5,500円</u>	<u>22,000円</u> <u>(2年目以降、年間利用料として</u> <u>年1回請求)</u>	<u>但し、1企業の年間負担上限</u> <u>22,000円</u> (注)
C 区分企業(b)	免除			

(注) 企業マイページ登録以降、1年目から、受験者登録を行う際、月ごとに新規受験者登録数をカウントし、月ごとに請求させていただき、翌月末までにお支払いとなります。

## 企業区分：

A 区分企業：OTAFF 賛助会員(入会金10万円、年会費6万円)

B 区分企業：OTAFF 正会員団体（名簿はこちら）の会員企業等であって、同正会員団体からの推薦状がある企業

C 区分企業(a)：A,B 以外の企業で、企業マイページから1号試験のみ、または1号と2号両方の試験申込みの企業

C 区分企業(b)：A,B 以外の企業で、企業マイページから2号試験のみの試験申込みの企業  
(1号試験の申込みがない企業)

※A～C の企業区分のいずれも、企業マイページを登録できるのは、飲食料品製造業または外食業を営んでいる企業に限ります。

※登録支援機関が、企業から事務委託を受けて、企業マイページ登録申請事務を代行することは構いませんが、その場合でも登録企業名は、登録支援機関名ではなく、飲食料品製造業または外食業を営んでいる委託元の企業名となります。

※グループ企業内の1社がグループ全体の採用窓口を担っている場合、グループ代表企業1社の登録でグループ企業全体がご利用できます。そのような登録をする場合は事務局へ連絡をお願いします。